



STANDARD

2026 年 8 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイホールディングス
代表者名 代表取締役社長 眞野 定也
 (コード:2721 東証スタンダード)
問合せ先 取締役 山室 敬史
 (TEL. 03-6455-4278)

株主による臨時株主総会招集請求における株主提案に対する
当社取締役会の意見に関するお知らせ

当社は、2026 年 6 月 15 日付「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」において、当社の株主であるノアグループホールディングス株式会社(以下「提案株主」といいます。)より臨時株主総会の招集請求を受けたことをお知らせいたしました。また、2026 年 7 月 1 日付「株主による臨時株主総会の招集許可申立てに関するお知らせ」において、東京地方裁判所に対して提案株主による当社の株主総会の招集許可申立てがなされたこと、2026 年 7 月 21 日付「(開示事項の経過)株主による臨時株主総会の招集許可申立てに関する決定について」において、東京地方裁判所より、提案株主に対し、臨時株主総会(以下「本件臨時株主総会」といいます。)を招集することを許可する旨の決定がなされたことをお知らせしておりました。

当社は、本日開催の取締役会において、本件臨時株主総会に係る付議議案(以下「本件付議議案」といいます。)について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本件臨時株主総会の付議議案
第 1 号議案 取締役 3 名選任の件

2. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に「反対」いたします。

当社取締役会では、株主提案に対する当社取締役会の意見を取りまとめ、表明するにあたり、提案株主が選任した取締役候補者及び提案株主等に関する法務デューディリジェンスを行うとともに提案株主が当社との協業を提案していることから、提案株主及びその企業集団の財務デューディリジェンス、及び事業デューディリジェンスを行い当該検証結果に依拠して意見表明を行うべく、その基礎とすべき情報の入手を目的として 2026 年 7 月 23 日付で提案株主代理人に宛て質問状(以下「本件質問状」といいます。)を提出しました。本件質問状に対しては 2026 年 7 月 31 日付で提案株主代理人から回答書(以下「本件回答書」といいます。)を受領し、本件質問状に記載した質問の一部について回答を得ました。

当社取締役会では、本件回答書に記載された回答は当社からの質問を網羅しておらず、したがって提案株主に関する財務デューディリジェンス、及び提案株主が提案する協業に関する事業デューディリジェンスを実施し、意見を表明するに至らないものの、以下の法務デューディリジェンスの結果をもってコンプライアンスの観点から株主提案に反対の立場を採るべきであるとの全会一致の結論に至りました。

(1) 取締役候補者である中村氏の適格性について

本件付議議案において、提案株主は取締役候補者である中村友律氏(以下、「中村氏」といいます。)を「社外取締役候補者として提案する理由」として、以下の通り記載しています。「同氏は、長年にわたり独立した立場から事業会社経営、新規事業開発、海外事業展開、政府機関に対する助言業務等に従事しており、また、中小企業診断士の資格を有しており、中小・中堅企業の経営診断、事業再生、新規事業評価等の知見と経験を併せ持っております。(以下、省略)」

また、中村氏の経歴(一部)を以下の通り記載しています。

2025 年 1 月	ベトナム社会主義共和国政府 交通運輸省 (TRANCIMEXCO)日本代表就任
2025 年 6 月	インドネシア共和国政府 PRAKARSA BUDAY NUSANTARA Adviser 就任(現任)

ところが、これらの点につき、当社が提案株主に対して本件質問状で再度確認したところ、提案株主代理人が作成した本件回答書で、以下の通り事実関係が変遷していました。

① 中小企業診断士の資格について

「中村氏は、中小企業診断士の資格を有していたものの、現在は資格の更新をしていないということです。記載が誤解を招くものでしたので、今後は誤解が生じないような記載、説明をして参ります。」

② ベトナム社会主義共和国交通運輸省日本代表について

「正確には、中村氏は、2015 年 1 月、当時ベトナム社会主義共和国交通運輸省傘下の国営企業TRANCIMEXCO社の日本代表に就任いたしました。名刺にも国営TRANCI

MEXCOと明記しております。」

③ インドネシア共和国政府 PRAKARSA BUDAY NUSANTARAについて

「中村氏が就任したのは、大統領私設団体機関のPRAKARSA BUDAY NUSANTARAのアドバイザーです。」

本件回答書により以上の事実が判明したため、事実としては次のとおりです。

- ① 中村氏は、中小企業診断士の資格登録の更新を行っていません。(注 1)
- ② 中村氏は、ベトナム社会主義共和国政府交通運輸省の日本代表ではなく、同国交通運輸省傘下の国営企業TRANCIMEXCO社の日本代表であります。
- ③ 中村氏は、インドネシア共和国政府機関のアドバイザーではなく、インドネシア共和国大統領の私設団体機関(原文まま)のアドバイザーであります。(現任)

(注 1) 中小企業庁のホームページによると、中小企業診断士の更新登録申請を有効期間満了までに行わない場合、登録が削除(登録抹消)され、氏名・登録番号・削除年月日が公示され、当然に「中小企業診断士」を名乗ることはできないとのことです。

中小企業診断士は、法曹資格や公認会計士資格等に準ずる難易度の公的資格であり継続的な更新手続及び所定の研修受講等が求められる国家資格です。本件回答書によれば、中村氏は資格を有していたものの、現在は資格の更新を行っていないとの説明がなされております。当社としては、取締役候補者として開示される経歴・資格に関する情報は、投資者に誤解を生じさせないよう正確に記載されることが重要であると考えております。

以上のことから、当社取締役会としては、本件回答書により判明した事実を踏まえ、中村氏を当社取締役候補者として選任することは適当ではないと判断いたします。

(2) 提案株主と大西氏の適格性について

本件付議議案において、提案株主は当社に対して、提案株主は「貴社の総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6カ月前から引き続き有する株主である」旨主張し、実際に以下の当社株式を保有し、また当該株式保有について大量保有報告書を提出しています。

時点	提案株主の 保有株式数	当社の 発行済株式総数	提案株主の 保有割合
大量保有報告書提出日時点 (2025/11/11)	460,900 株	8,828,500 株	5.22%
前期末時点(2025/12/31)	460,800 株	9,728,500 株	4.74%
当期中間期末時点(2026/6/30)	460,800 株	13,082,500 株	3.52%
当社設定基準日時点(2026/7/23)	460,800 株	13,558,500 株	3.40%

ところが、当社の株主名簿において、提案株主の代表取締役である大西雅之氏(以下「大西氏」といいます。)が以下の通り当社株式を保有していることが判明しました。

時点	大西氏の 保有株式数	当社の 発行済株式総数	大西氏の保 有割合
前期末時点(2025/12/31)	351,100 株	9,728,500 株	3.61%
当期中間期末時点(2026/6/30)	579,700 株	13,082,500 株	4.43%
当社設定基準日時点(2026/7/23)	762,500 株	13,558,500 株	5.62%

そこで、当社は、本件質問状にて、

- ① 大西氏の大量保有報告書が不提出である理由
- ② 提案株主と大西氏が共同保有に係る大量保有報告を行わない理由
- ③ 提案株主の当社株式の保有目的が純投資から変更されていない理由

等について確認したところ以下の回答を得ました(回答書文中では「提案株主」を「ノア GHD」と表記)。

1 ご質問①(大西雅之氏の大量保有報告書)について

貴社代表取締役である大西雅之氏(以下「大西氏」といいます。)に係る大量保有報告書等の提出が期限後となっている点は、故意に開示を回避したものではありません。ノア GHD 名義の保有分と大西氏個人名義の保有分を合算して判定すべきこと、及び保有割合の増加に伴う変更報告書の提出時期についての認識が不足していたことによるものです。現在、両名義の取得履歴を日付順に整理し、専門家の助言を得た上で、必要な大量保有報告書及び変更報告書を速やかに提出又は訂正すべく、準備を進めております。

2 ご質問②(共同保有に係る大量保有報告書)について

ノア GHD と大西氏との関係については、共同保有者又はみなし共同保有者(金融商品取引法 27 条の 23 第 6 項)に該当し得ることを前提に、必要な報告内容及び起算日を確認しております。共同保有分を反映した報告が期限内に行われなかったのも、上記 1 と同様、制度上の認識不足によるものであり、故意に提出を回避したものではありません。必要な手続きは、専門家の確認を経て速やかに実施いたします。

3 ご質問③(保有目的の変更に係る変更報告書)について

ノア GHD の当初の株式取得時における保有目的は純投資でしたが、その後、貴社との業務提携協議、取締役候補者の推薦及び臨時株主総会招集請求に至った経緯を踏まえ、変更報告書の提出の要否及び記載内容を専門家と確認の上、必要な手続きを速やかに行います。

なお、ノア GHD ウェブサイト上の「JHD(株式会社ジェイホールディングス。以下「JHD」といいます。)に事業連携もしくは子会社化」との記載は、貴社をノア GHD の子会社とする趣旨ではなく、ノア GHD の子会社である株式会社ブラーボデザイン(以下「ブラーボデザイン」といいます。)と貴社との事業連携、又は貴社によるブラーボデ

ザインの子会社化等の選択肢を示したものです。

大西氏は、提案株主の代表取締役であり、提案株主は当社株主になった際に大量保有報告書を適時に提出しています。

また、提案株主は当社に対する株主提案のみならず、株主開催による株主総会開催の申立て、株主名簿閲覧請求の申立て(これについては当社のみならず、当社の証券代行である三井住友信託銀行にまで申立てを行っている。)、さらには検査役の選任の申立ても行っています。

このように、金融商品取引法、会社法に関する法律手続を実施することができる提案株主の代表者が、自身の株式保有に関してのみ大量保有報告制度に対する認識が不足していたとする本件回答書の説明のみでは、大量保有報告制度への対応について十分な説明がなされたとは考えておりません。

以上のことから、当社取締役会としては、これらの事情を踏まえ、大西氏を当社取締役候補者として選任することは適当ではないと判断しております。

以上